

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. 業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、機構取扱有価証券については国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）（注1）における最終価格（注2）（注3）、国債証券については日本証券業協会が発表する売買参考統計値<u>（注4）</u>のうち平均値とする。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（注3）</u> 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該決済日の2日前の基準値段とする。</p> <p><u>（注4）</u> （略）</p> <p>2. ～13. （略）</p>	<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. 業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、機構取扱有価証券については国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）（注1）における最終価格（注2）（注3）<u>（注4）</u>、国債証券については日本証券業協会が発表する売買参考統計値<u>（注5）</u>のうち平均値とする。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p><u>（注3） 株式会社については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。以下同じ。</u></p> <p><u>（注4） 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該決済日の2日前の基準値段（株式会社については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>（注5）</u> （略）</p> <p>2. ～13. （略）</p>

2 附 則

- この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により改正後の規定を適用することが適

当でないとは当社が認める場合には、平成27年10月14日以後の当社が定める日から施行する。

- 3 施行日（第1項に規定する日（前項に規定する当社が定める日が定められた場合には、当該日）をいう。以下同じ。）以降の日において、施行日の前日以前における業務方法書第39条第4項第4号、第45条第3項第1号又は第58条第3項に規定する当社が定める時価を用いる場合における当該時価については、なお従前の例による。